

## 推移

メデケアとメデケイド実施以前の1966年と1970年とでは、急速な医療費の増加がみられる。1966年364億ドルだったものが、70年には580億ドルへと60%の増加をみた。この増加分217億ドルのうち、半分以上は物価上昇による増加分である。残りの9%分は人口増により、さらに残る38%は、医療利用そのものの増加の反映であろう。

全体の費用は、メデケア実施 1967年には前年比14%の費用増加であったが、前年比率はその後漸減傾向にある。65歳以上老人については、1967年前年比20%，1968年には28%であった。そのうち公費負担が増加したことはすでに述べたとおりである。1966年6割台であった私的負担は、1970年には33%へと減少した。65歳以上老人にたいする保健支出全体のうちメデケアの占める割合は、1967年に33.5%，68年に42.3%，69年45%へと増加の一途をたどったが、1970年には43%へと若干減少した。メデケアのなかで、病院利用が制度変更もあって減ったことによる(たとえば、

平均在院日数13.2日から12.8日に減少)。

各年齢層とも病院費用部分の増加がみられるが、これは病院コスト上昇の反映である。アメリカのコミュニティ病院の患者1日あたり費用は1967年から70年までに、50%もの上昇をみた。

## 公的扶助受給者の 生活歴と家庭環境



(アメリカ)

ここでは「要扶養児童のいる家庭への扶助」(AFDC) の受給資格要件と非受給資格要因との関係を検討する。

データは1963年実施の面接調査からえたものである(デトロイトおよびミシガンにある市内12小学校5~6年生の母親で、無作為抽出でえられた1,021人を対象とする)。

この報告では、デトロイトに最近4年間居住し、かつ1962年の収入が6,000ドル未満であった世帯だけを分析の対象にする。サンプ

BARBARA S. COOPER and MARY F. McGEE Medical Care Outlays for Three Age Groups, *Social Security Bulletin*, Vol. 34, No. 5, May 1971, pp. 3~14.

(前田信雄 国立公衆衛生院)

ルは780世帯で、その1962年平均収入は3,342ドルである。このうち69%が黒人世帯、53%が最近3年間に公的扶助を受給していた。その平均扶助期間は30カ月であった。

### 受給資格要件

公的扶助受給資格要件の全ての側面について検討することは困難なので、ここでは、収入および父親の有無と扶助受給との関係を見る。

まず収入では、1962年の世帯年収が3,000ドル未満であったもののうち75%が扶助を受けている。これに対し5,000~6,000ドルの高い収入では20%以下である。世帯員1人当たりの年収では、250ドル未満が83%，1,000ドル以上では14%の受給率である。もちろんこれらは福祉事務所の収入認定基準と密接な関係をもっているが、それでも世帯および世帯員収入は扶助の受給と深い関係をもっているといえる。

つぎに父親の有無では、受給率は父親の不在世帯の75%以上であるが、父親のいる世帯では50%を下まわっている。受給率と不在期間との関係では、3年以内68%，4年以上持続して不在の場合には、83%の高率をしだしている。

### 非受給資格要因

このように、収入や父親の不在は受給資格の重要な要件であるが、これらをコンスタントに把握するには、他の要因との関連を見る必要がある。調査では20の要因を分析したが、つぎに、その主なものについて述べてみ

よう。

1. 人種 白人の32%，黒人の63%が扶助を受給し、黒人は白人の約2倍になっている。しかし扶助を受けている白人の多くは、世帯員収入や夫婦の安定性といった状態については黒人と類似してきているため、これらの要因との関係でみると、この差は半減する。しかし残りの差はまだ大きく、他の要因分析により受給差の理由が解明される必要がある。

2. 就労 父親が最近5年間継続して就労している場合、受給率は16%，1~2回失業した場合47%，3回以上では55%である。このことは、いかに経済活動が収入に影響をおよぼすかを示すものであろう。母親の場合は、直前の6年間に12カ月未満しか就労していない場合と6年間継続して就労した場合では、前者が2倍の高さの受給率を示すが、夫の有無や世帯員1人当たりの収入との関係でみると、この数字の重みは減少する。

3. 要扶養児童の数 18歳以下の児童が1~2人いる世帯では39%，5人以上のところでは60%の受給率である。扶養児童数と扶助受給の間にはこのように強い関係があるが、やは

り世帯員1人当たりの収入と父親の有無との関連でみると、この関係も弱まっている。

4. 父親の就学年数 わざかに就学年数の短い方に受給率が高いが、直接的関係は弱い。むしろ教育は収入に反映する現状から、間接的影響があるといえる。

5. 出生国 西ヨーロッパ系白人の場合には、他の出生国の人よりもしばしば、受給率が低くなる傾向にある。

6. 移住とデトロイトでの居住期間 父親の出生地がデトロイトの場合、白人黒人とも受給率にほとんど差はない（前者53%，後者56%），いずれも他所から移住した人よりも高い。ただ、黒人の場合は出生地によるひらきはあまりない。一般的にみると、母親ではデトロイト生れかどうかによる受給率の差はほとんどない。父親の場合はデトロイトで生まれた人の方が高く、ことに北部周辺の州から移ってきた人よりも高くなっている。

居住期間との関係では、父親母親ともデトロイトでの居住期間の長い方が、受給率は高い。とくに父親の場合、世帯員1人当たりの収入との関連でみてもこの比率（4~9年30%，

20年以上49%)の重要性は変わらない。

7. 貧困と要保護のサイクル 「貧困と扶助の要保護は世代から世代へうけつがれる傾向にある」と一般にいわれているが、それが事実であるなら、公的扶助の受給者は、これまでの生活歴において一層貧しかったことになる。このことを検討する指標に、両親の教育、父親の転業および家庭の安定性があげられる。

まず教育では、低い教育しか受けなかった両親は貧しく、子供の成長に援助できるような能力や資源に欠けるということはありうる。しかしこの調査結果では、妻の母親や夫の父親の教育レベルのいずれも、その当時の家族が扶助受給家族であったかどうかに関係していない。

また父親の職業は家庭の経済状態に直接影響するものであるが、やはりこの調査では、夫、妻のいずれの父親の職業も、扶助受給とはそれほど重要な関係を示していない。

つぎに、家庭の安定性について。父親のいない家庭は一般に貧しい。しかし男性の場合崩壊家庭で育ったものとそうでないものと

の間で、扶助受給に少しの差もない。しかし女性では、崩壊家庭で育った人の方が受給率は高くなっている。このひらきはとくに白人の女性の場合にあてはまる。黒人の女性では、いずれの家庭に育ってもあまり差ではなく、白人よりも相当扶助率が高くなっている。

以上みてきたように、公的扶助を受給する最大の要因は、世帯員1人当たりの低収入と父親の不在である。また非受給資格要因のうち、公的扶助受給と、とくにかかわりのあるものは、5つの要因である。すなわち、①父親が失業しているか、不定期の就労の場合、②父親がデトロイトで生まれた場合、③父親のデトロイトでの居住期間が長い場合、④黒人世帯の場合、⑤母親が崩壊家庭に育った場合である。これらの要因は、いずれも世帯員1人当たり収入、あるいは父親の有無との関連で分析したのちも、扶助受給率の高さは変わらない。

この研究では、従来の説——①扶助受給者はより高いサービスを求めて貧しい州から豊かな州へ移る。②貧困と要保護は世代から世

代にうけつがれる——に否定的である。

第1についてはデトロイトに新しく移住してきた人が、長期間そこに住んでいた人よりも扶助受給率が高いという証拠はない。むしろ前者は少なくなっている。

第2については、この調査データでは裏付けられなかった。

最後に、ある家族が公的扶助を利用するかどうか予測する際に、個人の生活歴がその要因として使われるが、その有効性にはあきらかに限界がある。むしろ、父親の不在を生み出している条件を改善し、十分な賃金のえられる仕事が準備される必要があろう。

Oliver C. Moles, *The Relationship of Family Circumstances and Personal History to Use of Public Assistance, (Social Work)* Vol. 16, Noz, April 1971, pp. 37—46.

(門脇久子 社会保障研究所)